資料 - 5 その他の検討資料

(1) 特定地域にある駅の状況

駅に関する状況(その1/2)

駅名	路線名	出入口		EV 出入口⇔改札口	EV 改札□⇔ホーム	車椅子 対応トイレ
北千住駅	常磐線(快速)	西口		1基	2基 (ホーム 2 面に各1基)	改札階に
		仲町口		1基	囲に合 1 埜/	1箇所
		東口		エスカレーター		
				※車椅子対応 スロープ		
	 東武スカイツ	西口		1基	4基 (ホーム 2	南側の改札
	リーライン	仲町口		1基	面に各2基)	階と北側の改札階に各
	(1Fホーム)	東口		エスカレーター ※車椅子対応 スロープ		1箇所
		ルミネ: (10:	方面 00~20:30)	1基		
			ルディス方面 10〜23 : 00)	1基		
	日比谷線	西口		1基	4基(ホーム2 面に各2基)	
	東武スカイツ リーライン	仲町口		1基	一面に日 2 坐/	
	(3Fホーム)	東口		エスカレーター ※車椅子対応 スロープ		
		ルミネ: (10:	方面 00~20:30)	1基		
			ルディス方面 10〜23 : 00)	1基		
	常磐線(各停)	1:千	住警察署方面	階段	1基	改札階に 1箇所
	千代田線 	2:西	口駅前広場方面	階段		上凹川
		3:ルミネ方面 (10:00~20:30)		1基		
		4:千住ミルディス方面 (7:00~23:00)		1基		
		5:仲町出口		1基		
	つくばエクス プレス	北口	西出口(JR側)	1基	1基	改札階に 1箇所
	※ホームドア	改札	東出口(東武側)	エスカレーター		1 121//I
		南口改札	スロープ	1基		

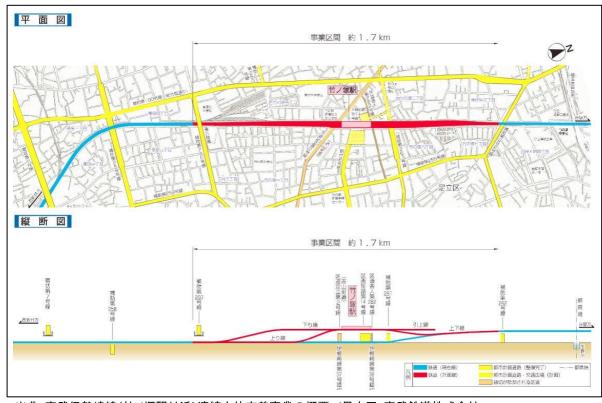
(つづく)

駅に関する状況(その2/2)

駅名	路線名	出入口	EV 出入□⇔改札□	EV 改札□⇔ホーム	車椅子 対応トイレ
綾瀬駅	千代田線 常磐線(各停)	東口	スロープ	2基 (ホーム2 面に各1基)	改札階に 1箇所
	※ホームドア(北綾瀬方面 ホーム)	西口	階段	階段	改札階に 1箇所
六町駅	つくばエクス プレス	A 1:通広場方面	1基	1基	改札階に 1箇所
	※ホームドア	A2:六町4丁目方面	エスカレーター (上り)		1 0//1
		A3:足立六町郵便局方面	エスカレーター (上り)		
梅島駅	東武スカイツ リーライン		スロープ	1基	改札階に 1箇所
西新井駅	東武スカイツ リーライン	東口	1基	3基 (ホーム3 面に各1基)	改札階に 1箇所
	東武大師線	西口	1基 スロープ	囲に合 1 基)	
竹ノ塚駅	東武スカイツ	東口	1基	1基	改札階に
(改良予定)	リーライン	西口	1基		1箇所
江北駅	日暮里・舎人 ライナー ※ホームドア	東口	1基	1基	改札階に 1箇所
		西口	1基		+ (의/ /)

出典: 当該駅の構内図(各社のホームページ)など/平成27年8月現在

竹ノ塚駅付近連続立体交差事業(推進中)

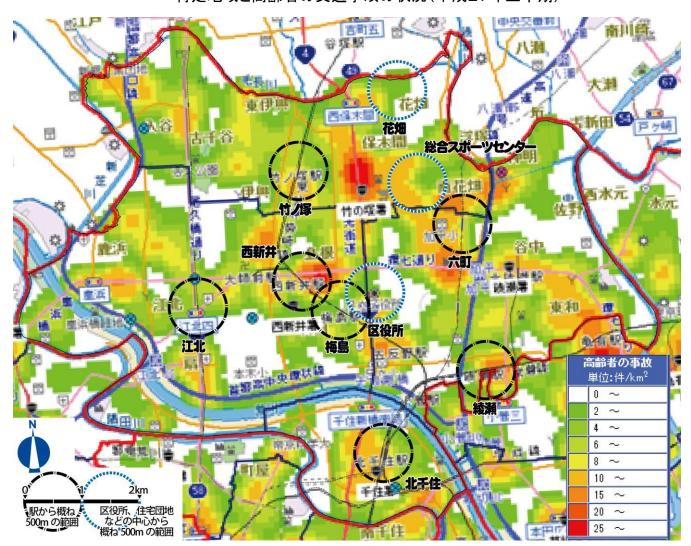


出典:東武伊勢崎線(竹ノ塚駅付近)連続立体交差事業の概要/足立区・東武鉄道株式会社

(2) 高齢者の交通事故の状況

平成27年1月~9月の間の高齢者の交通事故の状況をみると、西新井駅の東側の、大正新道をはさみ、区立第十中学校と梅島第一小学校の間あたりで事故が多い状況です。

また、竹ノ塚駅の東側の、国道4号を中心に東西の数ブロック、南北でみると北側は苑田第二病院、南側は竹の塚警察署までの区間で事故が多い状況です。



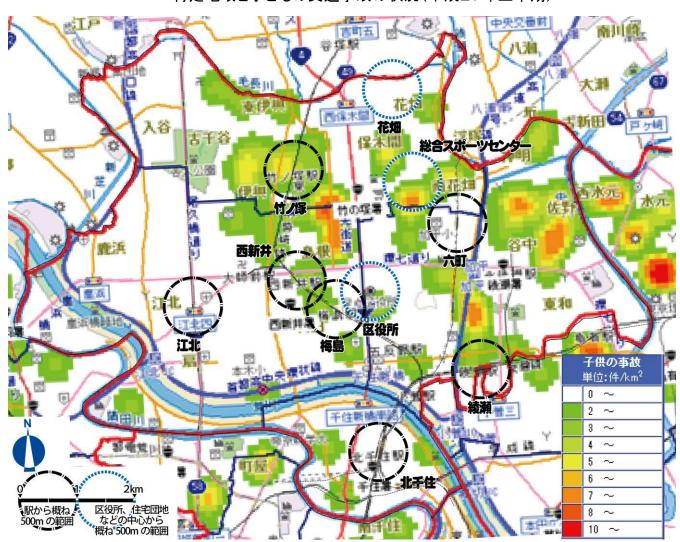
特定地域と高齢者の交通事故の状況(平成27年上半期)

出典:交通事故発生マップ/警視庁ホームページ(平成27年12月時点)

(3) 子どもの交通事故の状況

平成27年1月~9月の間の子どもの交通事故の状況をみると、竹ノ塚駅の南東側の、旧日光街道と赤山街道が交差する六月一丁目、六月二丁目周辺で事故が比較的多い状況です。

特定地域との関係では、綾瀬駅、総合スポーツセンター、西新井駅、竹ノ塚駅周辺の地域で事故が多い状況です。



特定地域と子どもの交通事故の状況(平成27年上半期)

出典:交通事故発生マップ/警視庁ホームページ(平成27年12月時点)

(4) 地震に関する地域危険度の状況

地震に関する地域危険度の高い地区は、特定地域との関係では、北千住駅周辺地域の全体、梅島駅周辺地域の南側、西新井駅周辺地域の南側がおおむね重なります。

以上の3地域のうち、西新井駅周辺地域に含まれる梅島3丁目(梅島駅の東側一帯)以外は、防災系の面的な事業や建築物の誘導が進められています(不燃化推進特定整備地区や新たな防火規制区域の指定など)。

特定地域と地震に関する地域危険度の高い地区

出典:地震に関する地域危険度測定調査(第7回)/平成25年9月公表/東京都

(5) 避難場所の配置の状況

震災で火災が拡大し身に危険が差し迫った場合に避難する避難場所(東京都が 震災対策条例で指定)の配置について、綾瀬駅周辺地域、六町駅周辺地域、梅島 駅周辺地域では、当該地域の中心から避難場所まで500m以上の距離があります。

災害時に多くの駅前滞留者が予想される北千住駅では避難場所までの円滑な誘導が必要です。

都営花畑第4アパート一帯 区立舎人第一小学校・ 都営西保木間 都営舎人町アパートー 四丁目アパー 花畑団地-都営保木間 花畑 第5アパ-舎人公園一帯 総合スポー 竹火塚駅東口・ 区立中川北小学校• 竹の塚センター一帯 都営六ツ木町アパート一帯 区立第十四 中学校 竹の塚第 団地一帯 総合スポーツ フレール西新井 中央公園一帯 区立辰沼小学校・ 都営辰沼町、アパート一帯 区立北鹿浜小学校一带。 竹の塚小学校一帯 江北六丁目 栗原団地一帯 西新井 団地一帯 中川公園一帯・ 大谷田団地一帯 区立青井小中学校• 西新井駅 都立足立 江北平成 都営青井三丁目 西口地区 高校一带 公園-東綾瀬団地一帯 区役所 江北 都立江北 ハートアイラ 高校-新田一帯 荒川北岸• 河川敷緑地-宮城ファミリー公園・ 江南中学校一带 荒川南岸・ 河川敷緑地-東京電機大学 避難場所 北子住 2km 区役所、住宅団地 などの中心から 概ね 500m の範囲 駅から概ね。 500mの範囲 千寿第八小学校一带

特定地域と避難場所の位置

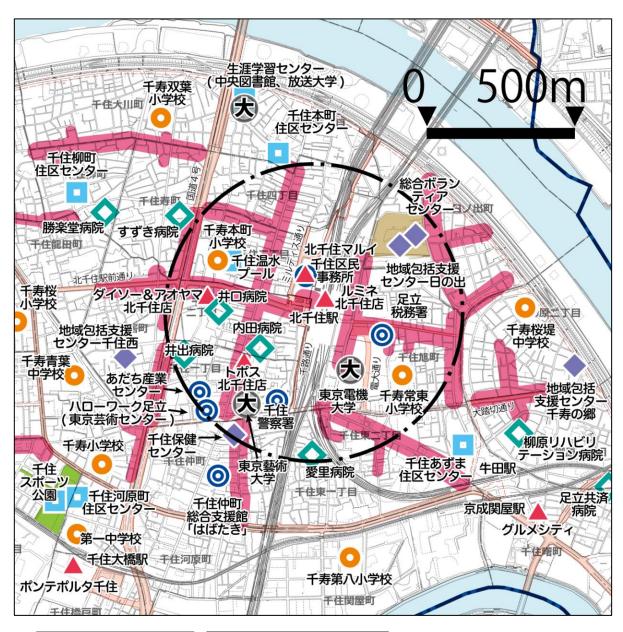
出典:震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定(平成25年改定)/東京都都市整備局

(6) 各特定地域の現状

ア 北千住駅周辺地域

項目	概要
上位計画	○足立区都市計画マスタープラン
関連計画	・北千住駅周辺は広域拠点として、『北千住駅周辺は首都圏北東部の玄関口としての立地を活かし広域ネットワーク機能を強化するとともに、商業・業務、文化、都市型住宅などの機能を複合的かつ重点的に配置し整備。道路等の交通環境の整備と土地の適正な高度利用を図り、災害に強く足立区の中心市街地にふさわしいまちをめざす』
	○エリアデザイン(千住エリア)
	・西口駅前の再開発、5つの大学誘致とまちの魅力が向上
	・働く女性が住みたいまちランキングも上位
	・足立区のシンボルとして、さらなる大学連携を進めるとともに、エリア全体の 賑わいの創出や魅力的資源の有効活用により、足立区のイメージアップに努め る
	○足立区総合交通計画
	・北千住駅周辺は、違法駐車や路上駐輪の抑制等を含めた交通環境の適正化による利便性と快適性を備えた交通結節点の維持に努める
	・北千住駅東口交通広場へのバス路線の乗り入れを検討
	○2020 年東京オリンピック・パラリンピック活用地域活性化戦略プラン
	・オリンピック等開催に伴い、外国人に向けて銭湯及び食文化めぐりツアーを企 画
区民部会意見	○北千住の駅は複雑すぎでわかりにくい。また西口に段差がある。
	○北千住駅東口は、視覚障害者誘導用ブロックがネットワークされていない
	○北千住駅西口の商業施設の敷地内通路において、滑りやすい箇所がある
	○千住消防署は、場所がわかりにくい
現地状況など	【馬尺】
	○各路線に車椅子対応トイレが設置されている
	○西口にはエレベーターが設置されているが、東口にはエスカレーターのみ設置されている
	○駅構内にエレベーターが設置されているが、他路線への乗り換え経路が複雑なと ころがある
	○つくばエクスプレスには、ホームドアが設置されている【駅の周辺】
	□○駅西側と東側ともにロータリーがある
	○バスは 19 系統乗り入れており、タクシーのりばは西側及び東側ロータリー内に ある
	○北千住駅前通り、ミルディス通り、千路通り、電大通り、大踏切通り、国道4号は、有効幅員2m以上の歩道がある
	○北千住駅前通り、電大通り、大踏切通りの鉄道から西側、国道4号は、視覚障害者誘導用ブロックが連続して敷設されている
	○北千住駅前通りは、一定の水準の整備はされているが、昼夜に関わらず歩行者・ 自転車等の通行が多い
	○駅から半径 500m円内に大型商業施設が4施設立地している
	○最寄りの避難場所は、東京電機大学一帯である

北千住駅周辺地域の主要施設等の立地状況



主要施設

- 公共施設
- 区立小・中学校
- 文化・スポーツ施設
- ◆ 保健・福祉施設
- ◇ 医療機関
- ▲ 商業施設
- 公園

大規模団地

※約1ha以上の敷地規模

── 商店街・商店会

※商店街振興組合・事業協同組合商店街 (会)/区商振連加入商店街(会)出典:足立区商店街マップ(H25.3.1)

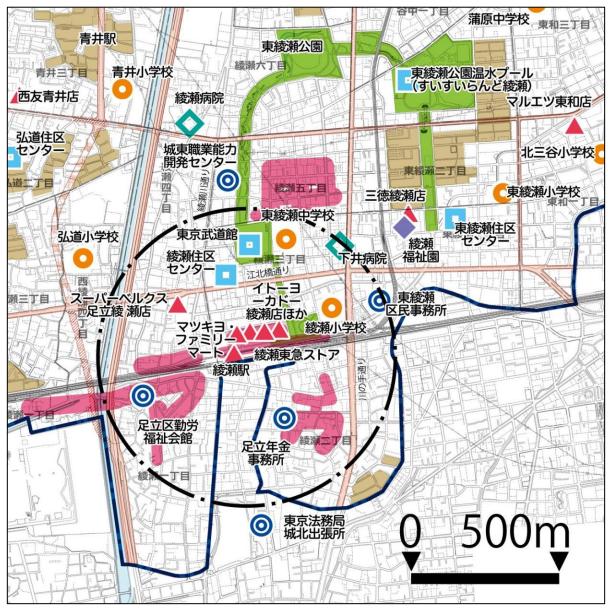
大学 大学

- ・公園は、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、約 1ha 以上の街区公園、都市緑地(河川敷緑地、水路を除く)
- ・商業施設は、店舗面積 500 ㎡以上の小売店
- ・図中の施設名称は、主な施設の名称

イ 綾瀬駅周辺地域

項目	概要
上位計画	○足立区都市計画マスタープラン
関連計画	・綾瀬駅周辺は地域拠点として、『区東部地域の重要な交通の結節拠点として、 大規模店舗の立地などにより賑わいのある駅前商業街区を形成しています。今 後も計画的な土地利用や民間開発事業等の適切な誘導を図り、商業・業務環境 の整備に努める』
	『多くのバス路線が集中する綾瀬駅における交通結節拠点としての利便性・快 適性の向上に努める』
	・東綾頼公園はスポーツ・レクリエーション拠点として、『人々が集い、憩い、 楽しむことができる環境整備や施設整備』
	○エリアデザイン(綾瀬エリア)
	・駅前顔づくりを検討
	・子ども家庭支援センター跡地構想の再構築
	・都心へのアクセス性が高い綾瀬駅周辺で急激な住宅開発が進むまちの現状を捉え、綾瀬小学校等周辺公共施設を含めた駅前のあるべき姿を構築し、まちの将来像の実現に向けたまちづくりを展開
	○足立区総合交通計画
	・綾瀬駅西口交通広場の改修を検討
区民部会意見	○綾瀬駅は、人は多いが、エレベーターやエスカレーターが設置され、また、全体的にきれいになって良いと思う
	○綾瀬駅はバスから降りた歩道が狭い
	○勤労福祉会館綾瀬プルミエの利用が多い
	○T字路で、三方から自転車、自動車が来るので危険なところがある
現地状況など	【馬尺】
	○車椅子対応トイレが設置されている
	○駅構内の東出口側にはエレベーターが設置されているが、西出口側にはエスカ レーターのみ設置されている
	○北綾瀬方面にはホームドアが設置されている
	【駅の周辺】
	○駅西側にロータリーがある
	○バスは 19 系統乗り入れており、タクシーのりばは駅の東出口付近と西出口付近 にある
	○綾瀬川通りの駅より南側、線路沿い北側の通り、川の手通り、江北橋通りは、有効幅員2m以上の歩道がある
	○駅北側の通りや川の手通りは、視覚障害者誘導用ブロックが連続して敷設されて おり、エスコートゾーンが設置されている部分がある
	○駅から半径 500m円内に大型商業施設が 6 施設立地している
	○最寄りの避難場所は、東綾頼団地一帯である
	○駅北側は隣接する自治体との行政界が入り組んでいる

綾瀬駅周辺地域の主要施設等の立地状況



主要施設

- 公共施設
- 区立小・中学校
- □ 文化・スポーツ施設
- ◆ 保健・福祉施設
- ◇ 医療機関
- ▲ 商業施設
- 公園

大規模団地

※約1 ha 以上の敷地規模

■ 商店街・商店会

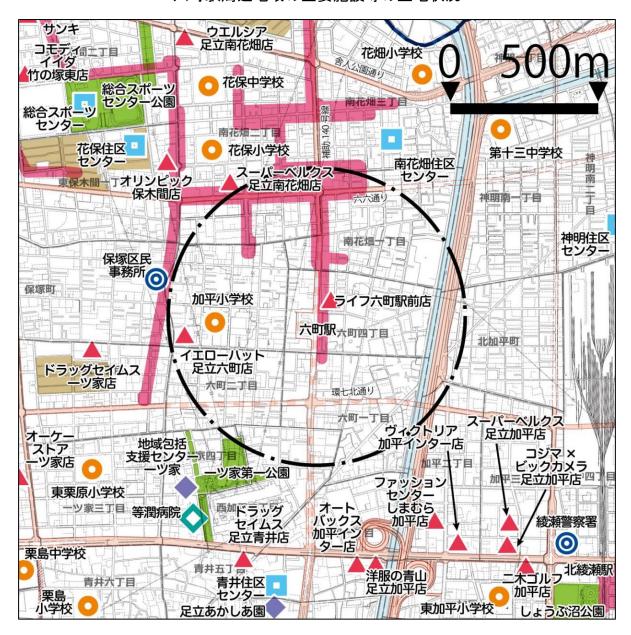
※商店街振興組合・事業協同組合商店街 (会)/区商振連加入商店街(会) 出典:足立区商店街マップ(H25.3.1)

- ・公園は、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、約1ha以上の街区公園、 都市緑地(河川敷緑地、水路を除く)
- ・商業施設は、店舗面積 500 ㎡以上の小売店
- ・図中の施設名称は、主な施設の名称

ウ 六町駅周辺地域

項目	概要
上位計画	○足立区都市計画マスタープラン
関連計画	・六町駅周辺は地域拠点として、『TXの開通により区の新たな拠点として、また、新しい時代を担う都市開発軸としての特性を活かし、商業・業務、文化、コミュニティ機能等の導入と土地の高度利用。区画整理による基盤を備と地区計画による民間開発の適正な誘導』
	・TX開業及び都市計画道路の整備状況にあわせた東西方向の路線の整備を推進 ○エリアデザイン(六町エリア)
	・TX六町駅の駅前に3,600㎡の区有地を所有
	・隣接する駅前広場、公園と一体的活用可能
	・都心へのアクセスが便利なTXと周辺地域とをつなぐ新たな交通手段の充実や、まちに活力を与える民間施設を誘導し、区内外からの来街者の増加を図り、 六町駅の知名度向上とまちの活性化を進める
区民部会意見	○特になし
現地状況など	【馬R】
	○車椅子対応トイレが設置されている
	○駅構内及び改札外側にエレベーターが設置されている
	○ホームドアが設置されている
	【駅の周辺】
	○駅出入口付近にロータリーがある
	○バスは 13 系統が乗り入れており、タクシーのりばはロータリー内にある
	○六六通りや補助 140 号線等は、有効幅員 2 m以上の歩道がある
	○駅出入口付近の補助 140 号線とロータリー内では、視覚障害者誘導用ブロック が連続して敷設されている
	○土地区画整理事業が施行中である。併せて補助 140 号線が整備中である
	○環七北通りの道路整備が進められている
	○駅から半径 500m円内に大型商業施設が 2 施設立地している
	○最寄りの避難場所は、総合スポーツセンター一帯である

六町駅周辺地域の主要施設等の立地状況



主要施設

- 公共施設
- 区立小・中学校
- 文化・スポーツ施設
- ◆ 保健・福祉施設
- ◆ 医療機関
- ▲ 商業施設
- 公園

大規模団地

※約1ha以上の敷地規模

■ 商店街・商店会

※商店街振興組合・事業協同組合商店街 (会)/区商振連加入商店街(会)出典:足立区商店街マップ(H25.3.1)

(注)

- ・公園は、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、約 1ha 以上の街区公園、都市緑地(河川敷緑地、水路を除く)
- ・商業施設は、店舗面積 500 ㎡以上の小売店
- ・図中の施設名称は、主な施設の名称

- 77 -

工 梅島駅周辺地域

項目	概要
上位計画 関連計画	○足立区都市計画マスタープラン ・梅島駅周辺は地区の核として、『地域に密着した駅前周辺の賑わいづくりをめ ざす』
区民部会意見	○エル・ソフィア(梅田区民事務所や梅田地域学習センターなど)の利用が多い
現地状況など	 【駅】 ○車椅子対応トイレが設置されている ○駅構内にエレベーターが設置されている ○ホームに内方線付き点状ブロックが設置されている 【駅の周辺】 ○亀田トレイン通り、環七南通り、梅田通り、旧日光街道等は、有効幅員2m以上の歩道がある ○環七南通りと旧日光街道の東側歩道は、エル・ソフィアまで視覚障害者誘導用ブロックが連続して敷設されている ○旧日光街道の西側歩道は、梅島駅より北側で、歩道のすり付け勾配が急な箇所がある ○駅から半径500m円内に大型商業施設が3施設立地している ○最寄りの避難場所は、都立足立高校一帯である

梅島駅周辺地域の主要施設等の立地状況



主要施設

- 公共施設
- 区立小・中学校
- 文化・スポーツ施設
- ◆ 保健・福祉施設
- ◆ 医療機関
- ▲ 商業施設
- 公園

大規模団地

※約1ha以上の敷地規模

● 商店街・商店会

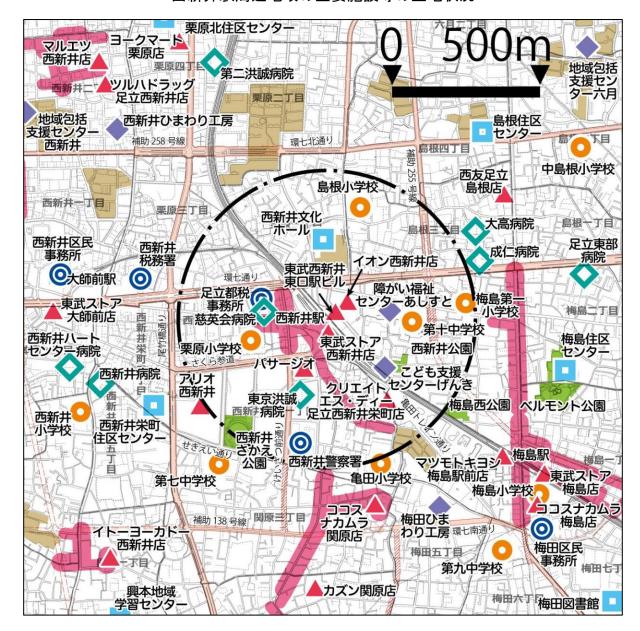
※商店街振興組合・事業協同組合商店街 (会)/区商振連加入商店街(会)出典:足立区商店街マップ(H25.3.1)

- ・公園は、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、約 1ha 以上の街区公園、都市緑地(河川敷緑地、水路を除く)
- ・商業施設は、店舗面積 500 ㎡以上の小売店
- ・図中の施設名称は、主な施設の名称

才 西新井駅周辺地域

項目	概要
上位計画	○足立区都市計画マスタープラン
関連計画	・西新井駅周辺は地域拠点として、『区の中央に位置する重要な交通の結節拠点 として、西口駅前広場の拡充整備を進め、商業・業務、文化、都市型住宅など の機能を付加したまちづくりを進める』、『防災都市づくりにともなうアクセス 道路の改善等により、バス、タクシー等の公共交通機関とのネットワークを高 める』
	・大師前駅周辺は地区の核として、『地域に密着した駅前周辺の賑わいづくりを めざす』
	・西新井大師とキャラクシティは文化・歴史拠点として、『歴史と文化の香りが 高いとそれに近接する西新井文化ホール』
	○エリアデザイン(西新井・梅島エリア)
	・西新井駅西口の駅前広場整備に着手
	・駅東西を結ぶ連絡通路計画
	・駅や周辺施設の再整備の動向を注視しつつ、都営住宅跡地の有効活用、未整備 の西新井公園計画の再構築、東武線をくぐる南北線構想の実現など、まちづく りの機運を高める
	○足立区総合交通計画
	・西新井駅西口広場の早期改修と、自転車走行環境整備の検証を行い改善
区民部会意見	○西新井駅は、階段が広く長いので、エスカレーターを設置して欲しい
	○西新井駅のエレベーターは、東西口ともに端にあり不便である。商業施設内にあるので 24 時間利用できるか心配だ。もっと大きくしてほしい
	○障がい福祉センターあしすとの利用が多い
	○西新井駅とギャラクシティを結ぶ道路と環七通り・西新井陸橋の側道との交差点 について、交通安全上問題がある
	○西新井のイオンの前の道路は、道が狭くて大きいバスも通り、怖い(障がい福祉 センターあしすとへ行く道、大正通り)
	○西新井警察署は、場所がわかりにくい
現地状況など	【馬尺】
	○車椅子対応トイレが設置されている
	○駅構内及び改札外側にエレベーターが設置されている
	【駅の周辺】
	○駅西側にロータリーがある
	○バスは 14 系統乗り入れており、タクシーのりばは西側ロータリー内にある
	○西新井駅西口周辺地区拠点地区の道路や環七通り等は、有効幅員2m以上の歩道がある
	○駅東口からギャラクシティ、こども支援センターげんきまで、西口はさくら参道、 せきえい通り、けいさつ前通りで、視覚障害者誘導用ブロックが連続して敷設さ れている
	○駅から半径 500m円内に大型商業施設が 6 施設立地している
	○駅の東側で、高齢者の交通事故が多い(平成27年1月から9月調査)
	○最寄りの避難場所は、栗原団地一帯である

西新井駅周辺地域の主要施設等の立地状況



主要施設

- 公共施設
- 区立小・中学校
- 文化・スポーツ施設
- ◆ 保健・福祉施設
- ◆ 医療機関
- ▲ 商業施設
- 公園

大規模団地

※約1ha以上の敷地規模

● 商店街・商店会

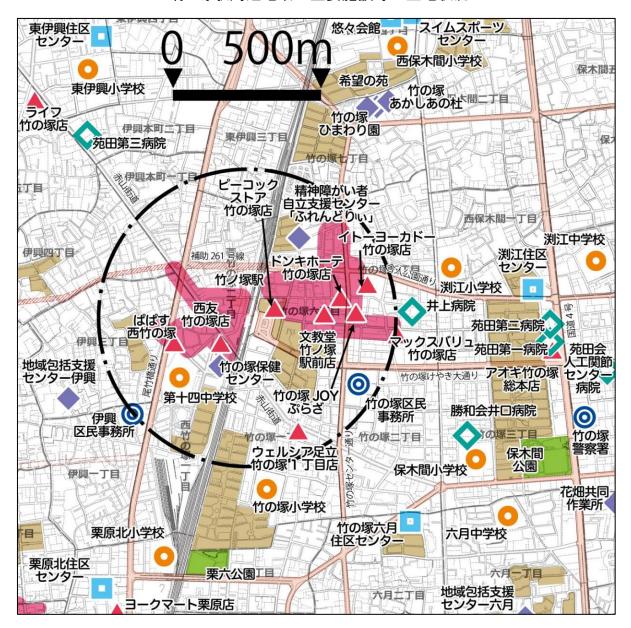
※商店街振興組合・事業協同組合商店街 (会)/区商振連加入商店街(会)出典:足立区商店街マップ(H25.3.1)

- ・公園は、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、約 1ha 以上の街区公園、都市緑地(河川敷緑地、水路を除く)
- ・商業施設は、店舗面積 500 ㎡以上の小売店
- ・図中の施設名称は、主な施設の名称

カ 竹ノ塚駅周辺地域

項目	概要
上位計画	○足立区都市計画マスタープラン
関連計画	・竹ノ塚駅周辺は地域拠点として、『区北部地域の拠点として交通結節機能の強化や地域商業の活性化と都市機能の更新により、良好な複合市街地の形成』
	○エリアデザイン(竹の塚エリア)
	・駅西口駅前広場や計画道路など基盤整備に着手
	・駅東口のUR都市機構住宅や周辺区有地などに足立区の北の玄関として相応しい民間事業者を誘導し、駅東西が一体となる回遊性の高いまちづくりを目指す
	○足立区総合交通計画
	・赤山街道の自転車走行環境整備に努める
	・竹ノ塚駅付近の鉄道高架化やURの建替事業に併せて駅前広場の整備
区民部会意見	○竹の塚障がい福祉館の利用が多い
	○竹ノ塚駅の改札内エレベーターボタンがへこんでいて押しにくい。間違えて押さ
	ないようにかもしれないが、車椅子使用者が押せるようにする方が先ではないか
	○竹ノ塚駅のエレベーターは寸法が小さい。15 人乗り以上で、スルータイプがいい。バリアフリー化基準の望ましい方でお願いしたい。小さいと乗り切れず、待っため、みんなイライラしてくる。竹の塚は高齢者も、車椅子使用者も多い。竹り塚駅では仮設の設置でも広くしてほしい
	○竹ノ塚駅については、電光掲示板の設置と、トイレ内ランプの設置を要望済みだ
	○竹ノ塚駅東口に段差がある
	○竹ノ塚駅前のロータリーは、段差があってよくない。トイレも地下で暗くてよくない。不安であり使いづらい
	○バスのスロープが急なことが多い。歩道も併せて整備してほしい。降りる場所も 定めてほしい
	○竹ノ塚駅前ロータリーには柱もあって、停車位置が難しく、降りにくい
	○竹の塚の駅前の商店街は、自転車の駐輪が多すぎて、車道に出て通行するしかない。はみ出した荷物も多い。道の両側に自転車が止まっているところもある
	○竹の塚の交差点の信号機のボタン付きがいい。メモリも待ち時間がわかって良い
	○国道4号の赤兵衛竹ノ塚本店前の交差点は、横断歩道が長くて、渡るには注意が 必要だ
	○国道4号は、インターロッキングではない方の歩道が良い
	○踏切から尾竹橋通りまでの歩道は両側とも傾斜があり車椅子だと傾いてしまう
現地状況など	【駅】
	○車椅子対応トイレが設置されている
	○駅構内及び改札外側にエレベーターが設置されている
	○連続立体交差事業(鉄道高架化)が事業中(平成 32 年度末完了予定)である
	【駅の周辺】
	○駅東側にロータリーがあり、西側は整備中である
	○バスは 24 系統乗り入れており、タクシーのりばは東側ロータリー内及び西口付 近にある
	○竹の塚センター通り、竹の塚けやき大通り、赤山街道、尾竹橋通りは、有効幅員 2m以上の歩道がある
	○竹の塚けやき大通りは、視覚障害者誘導用ブロックとエスコートゾーンが竹の塚 障がい福祉館まで連続して敷設されている
	○竹の塚センター通りは、一定の整備はされているが、人通りが多い
	○駅から半径 500m円内に大型商業施設が 9 施設立地している
	○駅の東側で、高齢者の交通事故が多い(平成27年1月から9月調査)

竹ノ塚駅周辺地域の主要施設等の立地状況



主要施設

- ◎ 公共施設
- 区立小・中学校
- 文化・スポーツ施設
- ◆ 保健·福祉施設
- ◆ 医療機関
- ▲ 商業施設
- 公園

大規模団地

※約1ha以上の敷地規模

商店街・商店会

※商店街振興組合·事業協同組合商店街 (会)/区商振連加入商店街(会)

出典:足立区商店街マップ (H25.3.1)

- ・公園は、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、約 1ha 以上の街区公園、都市緑地(河川敷緑地、水路を除く)
- ・商業施設は、店舗面積 500 ㎡以上の小売店
- ・図中の施設名称は、主な施設の名称

キ 江北駅周辺地域

項目	概要
上位計画	○足立区都市計画マスタープラン
関連計画	・江北駅周辺は地域拠点として、『区西部地域における拠点として、地区計画に 基づく商業、業務機能の誘導をはじめ、文化、教育機能の整備を図るとともに、 民間開発等の適正な誘導と環境面や景観形成に配慮したまちづくりを進める』
	・第2ブロック(江北地域)は、『日暮里・舎人ライナーの開業にともない駅前 整備や沿線のまちづくりを進め地域の活性化に努める』
	○エリア デザ イン(江北エリア)
	・区内初の大学病院誘致に着手。東京女子医大東医療センター移転の覚書を締結 ・エリア内に多くの大規模用地が創出
	・大学病院を核としながら、統合による小中学校跡地、都住建替による創出用地、 江北給水場の上部利用などに、新たな魅力や活力を創出する施設を誘導し、区 の新たな拠点となるまちづくりを展開
区民部会意見	○特になし
現地状況など	【駅】
	○車椅子対応トイレが設置されている
	○駅構内及び改札外側にエレベーターが設置されている
	○ホームドアが設置されている
	【駅の周辺】
	○駅東側にロータリーがある
	○バスは6系統乗り入れており、タクシーのりばは東側ロータリー内にある
	○環七通り、尾久橋通りは、有効幅員2m以上の歩道がある
	○尾久橋通りは、視覚障害者誘導用ブロックが連続して敷設されている
	○尾久橋通りは、車道を横断する施設の間隔が広いところがある
	○駅から半径 500m円内に大型商業施設が 2 施設立地している

江北駅周辺地域の主要施設等の立地状況



主要施設

- 公共施設
- 区立小・中学校
- 文化・スポーツ施設
- ◆ 保健・福祉施設
- 医療機関
- 商業施設
- 公園

大規模団地

※約1ha 以上の敷地規模

▶商店街・商店会

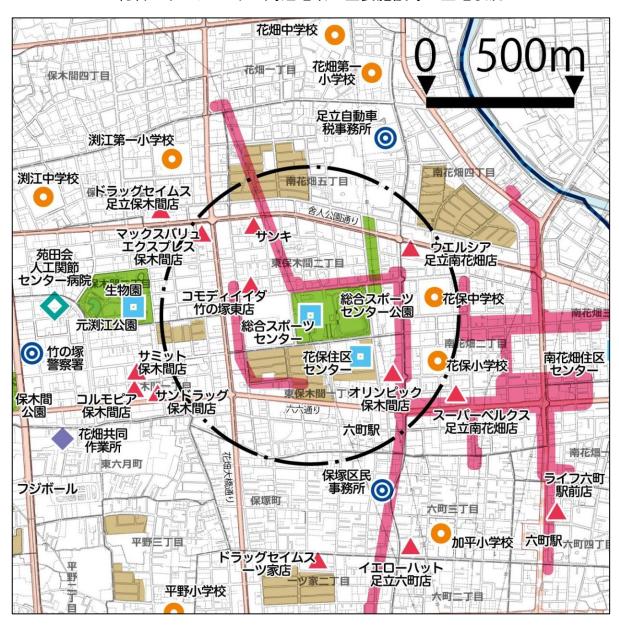
※商店街振興組合·事業協同組合商店街 (会)/区商振連加入商店街(会) 出典:足立区商店街マップ (H25.3.1)

- ・公園は、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、約 1ha 以上の街区公園、 都市緑地 (河川敷緑地、水路を除く)
- ・商業施設は、店舗面積 500 ㎡以上の小売店
- ・図中の施設名称は、主な施設の名称

ク 総合スポーツセンター周辺地域

項目	概要
上位計画	○足立区都市計画マスタープラン
関連計画	・総合スポーツセンターはスポーツ・レクリエーション拠点として、『人々が集 い、憩い、楽しむことができる環境整備や施設整備』
区民部会意見	○総合スポーツセンターで、身体障がい者が利用しようとした際、介助者が必要と のことであった。また、聴覚障がい者も通訳者が必要とのことであった
現地状況など	○歩道は、植栽等により有効幅員が2m以上確保されていない個所がある
	○花保中学校の北側の通りには、視覚障害者誘導用ブロックが連続して敷設されて いる
	○総合スポーツセンターから半径 500m円内に大型商業施設が5施設立地している
	○総合スポーツセンターは、2015 ジャパンパラゴールボール競技大会の会場と なったように障がい者スポーツが盛んである。また、受付は複数の外国語に対応 しているなど、バリアフリーが進んでいる

総合スポーツセンター周辺地域の主要施設等の立地状況



主要施設

- ◎ 公共施設
- 区立小・中学校
- 文化・スポーツ施設
- ◆ 保健・福祉施設
- ◆ 医療機関
- ▲ 商業施設
- 公園

大規模団地

※約1ha以上の敷地規模

商店街・商店会

※商店街振興組合・事業協同組合商店街 (会)/区商振連加入商店街(会)出典:足立区商店街マップ(H25.3.1)

- ・公園は、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、約 1ha 以上の街区公園、 都市緑地(河川敷緑地、水路を除く)
- ・商業施設は、店舗面積 500 ㎡以上の小売店
- ・図中の施設名称は、主な施設の名称

ケ 区役所周辺地域

項目	概要
上位計画 関連計画	○足立区都市計画マスタープラン ・区役所周辺は行政・防災拠点として、『行政のセンター機能を充実させるとと もに、災害時の活動拠点としての防災機能を整備』
区民部会意見	 ○区役所の利用は多い ○区役所内のバスロータリーの案内板は、視覚障がい者対応に欠けている ○区役所内において、玄関からエレベーター前まで視覚障害者誘導用ブロックを設置してほしい ○区役所内において、トイレに大人用のおむつ替えのベッドを設置してほしい ○区役所前の国道4号の横断歩道に、音響信号機とエスコートゾーンを設置してほしい
現地状況など	○区役所にロータリーがある ○バスは16系統乗り入れており、タクシーのりばはロータリー内にある ○バスが多く乗り入れていて、バス利用者が多い ○環七通り、国道4号等は、有効幅員2m以上の歩道がある ○国道4号は、視覚障害者誘導用ブロックが連続して敷設されている ○環七通りや区役所南側の住宅地内の道路は、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない場所がある ○国道4号と環七通り沿道では大型商業施設が建設中である ○足立福祉事務所が平成28年7月に開設予定である ○梅島駅と五反野駅は区役所からの徒歩圏内である

区役所周辺地域の主要施設等の立地状況



主要施設

- 公共施設
- 💿 区立小・中学校
- 文化・スポーツ施設
- 保健•福祉施設
- 医療機関
- 商業施設
- 公園

大規模団地

※約1ha以上の敷地規模

商店街・商店会

※商店街振興組合·事業協同組合商店街 (会)/区商振連加入商店街(会)

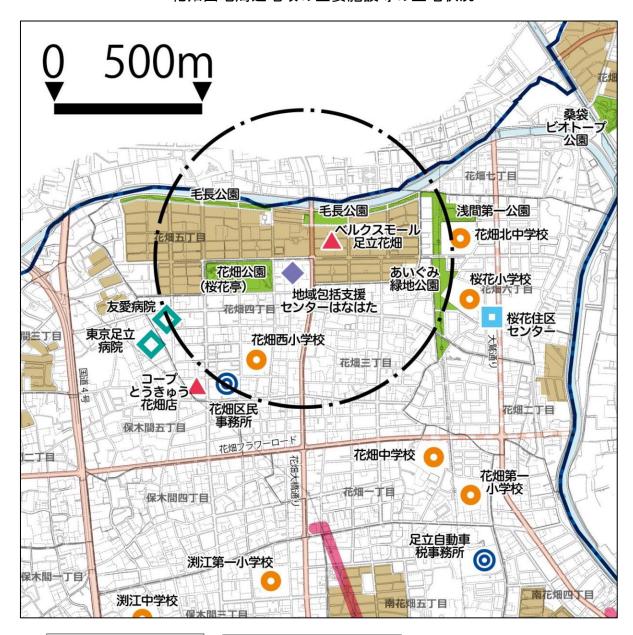
出典:足立区商店街マップ (H25.3.1)

- ・公園は、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、約 1ha 以上の街区公園、 都市緑地 (河川敷緑地、水路を除く)
- ・商業施設は、店舗面積 500 ㎡以上の小売店
- ・図中の施設名称は、主な施設の名称

コ 花畑団地周辺地域

項目	概要
上位計画 関連計画	 ○足立区都市計画マスタープラン ・花畑は、『大規模な公共住宅団地の建替えが予想されていることから、開発や建替え等の時期を捉え、まちづくりに貢献するよう誘導』 ・毛長川沿いは、『遊歩道を整備して水と緑のうるおいのある歩行者空間の創出』 ・TX六町駅開業にあわせてバス路線の充実を図り、駅と生活拠点を結ぶ交通ネットワークの改善 ○エリアデザイン(花畑エリア) ・文教大学進出が決定。開設時期は平成32年前後 ・大型ショッピングモールも開業(平成26年) ・河川、公園などの周辺環境の再整備も計画 ・東京オリンピック時に花畑団地が誕生、2020年のオリンピック・パラリンピックに合わせて花畑エリアが生まれ変わる
区民部会意見	○特になし
現地状況など	 ○花畑大橋通りや団地周辺の道路は、有効幅員2m以上の歩道がある ○団地周辺の道路は、段差が少なく、視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている ○花畑大橋通りの南側部分では、急こう配箇所や視覚障害者誘導用ブロックが設置されていないところがある ○団地中心部から半径500m円内に大型商業施設が1施設立地している ○UR花畑団地の団地再生に伴い、子育て・高齢者支援施設の整備の予定がある

花畑団地周辺地域の主要施設等の立地状況



主要施設

- ⊙ 公共施設
- 区立小・中学校
- 文化・スポーツ施設
- ◆ 保健・福祉施設
- ◆ 医療機関
- ▲ 商業施設
- 公園

大規模団地

※約1 ha 以上の敷地規模

■■ 商店街・商店会

※商店街振興組合・事業協同組合商店街 (会)/区商振連加入商店街(会)出典:足立区商店街マップ(H25.3.1)

- ・公園は、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、約 1ha 以上の街区公園、都市緑地(河川敷緑地、水路を除く)
- ・商業施設は、店舗面積 500 ㎡以上の小売店
- ・図中の施設名称は、主な施設の名称

資料 - 6 足立区バリアフリー協議会設置要綱

足立区バリアフリー協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の主旨に基づき策定する足立区バリアフリー推進計画(以下「推進計画」という。)について検討及び推進するために、同法第26条第1項の規定に基づき、足立区バリアフリー協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 推進計画の策定及び推進に関すること。
 - (2) 重点整備地区の選定に関すること。
 - (3) その他、区長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員50人以内を もって組織する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体代表者
 - (3) 関係事業者
 - (4) 関係行政機関職員
 - (5) 区職員
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認めた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた年の翌年度の3月末日までとする。ただし、 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第6条 協議会は、区長が招集し、主宰する。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は 説明を求めることができる。

(部会)

- 第8条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会で協議すべき事項は、区長が定める。
- 3 前3条の規定は、部会に準用する。この場合において、前3条中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庁内検討会)

- 第9条 協議会は、必要に応じて、具体的事項を調整するため、足立区バリアフリー庁内 検討会(以下「庁内検討会」という。)を設置する。
- 2 庁内検討会は、区職員により構成する。

(謝礼)

第10条 委員に対する謝礼は、都市建設部長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、都市建設部都市計画課及びユニバーサルデザイン担当課 に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、足立区都市建設部長が別に定める。

付 則(27足都都発第1357号 平成27年10月9日 都市建設部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則(28足都都発第744号 平成28年7月1日 都市建設部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

足立区バリアフリー推進計画

(重点整備地区選定の考え方)

発行年月:平成28年7月 第1版発行

令和 5 年 9 月 第 2 版発行

発 行:足立区都市建設部都市建設課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5111 (代表)





